

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第69号 「地縁による団体」の告示事項の変更
.....(市民協働推進課) ... 2
- 告示第70号 「地縁による団体」の告示事項の変更
.....(市民協働推進課) ... 2
- 告示第71号 市道路線の廃止.....(建設総務課) ... 2
- 告示第72号 市道路線の認定.....(建設総務課) ... 2
- 告示第73号 市道路線の区域の決定.....(建設総務課) ... 2
- 告示第74号 市道路線の供用の開始.....(建設総務課) ... 2

農 業 委 員 会

- 公告第5号 農業委員会定例総会の招集..... 2

告 示

宇治市告示第69号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、横島三軒家町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

令和4年4月1日

宇治市告示第70号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、広芝第十町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
名称	広岡谷町内会	広芝第十町内会

変更年月日

令和4年4月23日

宇治市告示第71号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年6月3日から14日間

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
五ヶ庄34号線	五ヶ庄野添75番地の3 五ヶ庄野添73番地		全部廃止

宇治市告示第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年6月3日から14日間

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
神明112号線	神明石塚45番地の32 神明石塚45番地の30	
横島町225号線	横島町南落合17番地の18 横島町南落合17番地の19	

宇治市告示第73号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年6月3日から14日間

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
神明112号線	神明石塚45番地の32 神明石塚45番地の30	6.0 ～12.0	24.1	
横島町225号線	横島町南落合17番地の18 横島町南落合17番地の19	6.0	63.5	

宇治市告示第74号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年6月3日から14日間

令和4年6月3日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
神明112号線	神明石塚45番地の32 神明石塚45番地の30	令和4年6月3日
横島町225号線	横島町南落合17番地の18 横島町南落合17番地の19	令和4年6月3日

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第24回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年6月3日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時	令和4年6月6日 13時30分
開会場所	宇治市役所 8階 大会議室
付議事項	1 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について 2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

3 専決事項の報告

4 その他

